

自主防災対策事業補助金について

(危機管理局)

1 補助対象事業及び補助金の内訳

(1) 防災訓練事業

事業内容

自主防災会で行う防災訓練のために必要な物品の購入等

補助金額

業経費4分の3以内とし「20万円」を限度額とする。

(2) 防災倉庫整備事業 **(既存倉庫解体費、土地造成費は対象外)**

①事業内容：**新築**…アルミ製、スチール製、木製いずれも可

(10㎡以上は建築確認申請が必要)

補助金額：事業経費3分の2以内とし「30万円」を限度額とする。

※**新築事業注意！見積書、構造図、位置図、土地所有者の承諾書が必要**

②事業内容：**改修**…塗装、屋根修理等

補助金額：事業経費3分の2以内とし「10万円」を限度額とする。

(3) 防災機材等の購入及び整備事業

事業内容：別表参照。

記載がない資機材などについては、危機管理局と要相談となります。

補助金額：事業経費4分の3以内とし「20万円」を限度額とする。

(例) 地区避難所での衛生管理用品類等

補助額：事業経費4分の3以内とし「20万円」を限度額とする。

(4) その他自主防災に関し必要な事業 (危機管理局と要相談)

(例) 災害時救助活動等に適用できる保険加入に伴う保険料

保険料は経費4分の3以内20万円の上限無し

※(1)(3)は併せて、事業経費4分の3以内とし「20万円」を限度額とする。

2 補助金の交付申請

補助金の交付申請するときは、別紙申請書(様式第1号)及び下記に関する書類を危機管理局へ提出してください。

① すべての品目の見積書か、カタログ定価金額写しの添付が必要です。

② 防災倉庫改修時は、改修前の写真添付が必要です。

③ 交付申請書は、1月15日までに提出してください。

3 補助金の交付決定

補助金額は、申請額に対して決定します。

申請内容を審査し、補助金の交付を決定します。（町から交付決定通知書の様式を送付します。）

4 事業の実施

交付決定の通知を受領後、事業（購入等）に着手してください。

なお、事業に要した経費は補助金の支払いを受けるまで、**地区の立替払い**となります。（領収書は実績報告時に必要です。必ず受領・保管してください。）

5 申請内容の変更

交付決定通知後に「購入する資機材等の変更」・「数量変更」やまとめ購入による値引き等により、「補助金の上限内で交付決定額を上回る（下回る）費用」の変更があった場合は、必ず様式第1号により「**交付変更申請**」を行ってください。

6 実績報告

事業は概ね翌年の2月末までに完了し、速やかに**実績報告書（様式第3号）**をご提出ください。

- ① 領収書写しの添付が必要です。
- ② 防災倉庫新築・改修事業は、完成後の写真添付が必要です。
- ③ 変更決定通知書がある場合は、変更決定通知書の文書番号・日付を使用してください。

7 補助金の確定

実績報告提出後、内容を審査し、補助金の交付を確定します。
（町から交付確定通知書の様式を送付します。）

8 請求書の提出 **（注意！）**

交付確定通知後に請求書（様式第5号）をご提出ください。

この請求書のみ、必ず組織の押印が必要です。（他の様式は不要）

※請求書に記載する日付、文書番号は、交付決定通知書ではなく、**「交付確定通知書」の日付**となりますので、実績報告時には提出できません。

9 補助金の支払い

請求書の提出後、概ね15日程度で指定口座に補助金を振り込みます。
※振り込み通知書の発送はありません。

(別表)

交付要綱に記載のある資機材等

区 分	品 名
情報収集伝達用具	トランジスタラジオ、電池式メガホン、トランシーバー、乾電池等のバッテリー等
初期消火用具	街頭設置用消火器、街頭設置用消火器格納箱、消火ホース、管鎗（ノズル）、回栓器、ホース格納箱、バケツ等
救出用具	スコップ、バール、土のう、梯子、ペンチ、ジャッキ、鉋、斧、鋸、ハンマー、掛矢、つるはし、防水シート、一輪車、ロープ、ヘルメット、器材格納箱等
救護用具	担架、救急セット、保温用アルミシート等
避難誘導用具	強カライト、腕章、標旗（防災組織旗）、ビブス（役職表示を含む）等
給食給水用具	給食用釜、鍋、ポリタンク等
非常用食料類	保存期間 5 年以上で、組織が管理するものに限る。
防災器材等の整備	組織が管理するもので、設置及び修繕に関する費用。
その他町長が必要と認めたもの ※ <u>記載のないものは危機管理局までご相談ください。</u>	